

第七十二回国会 建設委員会 議 録 第十八号

昭和四十九年五月二十四日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 木村 武雄君

理事 天野 光晴君

理事 渡辺 栄一君

理事 福岡 義登君

稲村 利幸君

梶山 静六君

國場 幸昌君

野中 英二君

大柴 滋夫君

清水 徳松君

瀬崎 博義君

北側 義一君

出席國務大臣

建設 大臣 亀岡 高夫君

出席政府委員

建設大臣官房長 高橋 弘篤君

建設省住宅局長 沢田 光英君

委員外の出席者

建設委員会調査 室長 曾田 忠君

委員の異動

五月十七日

補欠選任

津金 佑近君

同日

補欠選任

柴田 睦夫君

同日

補欠選任

津金 佑近君

同日

補欠選任

柴田 睦夫君

同日

同日

補欠選任

米原 昶君

同日

補欠選任

瀬崎 博義君

同日

補欠選任

稲村 利幸君

同日

補欠選任

浜田 幸一君

同日

補欠選任

稲村 利幸君

同日

補欠選任

浜田 幸一君

同日

補欠選任

稲村 利幸君

同日

補欠選任

稲村 利幸君

同日

補欠選任

稲村 利幸君

同日

補欠選任

稲村 利幸君

同日

補欠選任

稲村 利幸君

同日

補欠選任

稲村 利幸君

本委員会において審査中の建築基準法の一部を改正する法律案について、審査の参考に資するため委員を派遣したいと存じます。つきましては、議長に対し委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、派遣地、派遣の時日、派遣委員の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○木村委員長 次に、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各党間におきまして御協議が続けられておりましたが、お手元に配付しておりますとおりその案がまとめられております。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

五 協会が譲渡する住宅及びこれに付随する宅地又は借地権を取得する厚生年金保険又は船員保険の被保険者に対し、年金福祉事業団から借り入れた年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)第十七条第三号イに掲げる資金により当該取得に必要な資金の貸付けを行うこと。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本勤労者住宅協会の業務の範囲を拡大して、日本勤労者住宅協会が譲渡する住宅等取得する厚生年金保険等の被保険者に対し、年金福祉事業団から借り入れた資金により当該取得に必要な資金を貸し付けることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○木村委員長 この際、草案の趣旨につき説明を求めます。天野光晴君。

○天野(光)委員 ただいま議題となりました日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案の草案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり日本勤労者住宅協会は、議員立法として制定された同協会法に基づき昭和四十二年に設立されたものでありますが、以来今日に至るまで、住宅金融公庫の融資つき住宅等三万七千余戸を勤労者に供給する等、相当の実績をあげてきています。

本草案は、年金福祉事業団が、同事業団法の改正によって昭和四十八年度より新たに、被保険者がみずからの住宅を取得する場合に必要な資金を事業主等を通じて貸し付けることができることとなったため、日本勤労者住宅協会におきましても

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

○木村委員長 これより会議を開きます。

同協会の業務に関する規定を改め、同協会が譲渡する住宅及びこれに付随する宅地等を取得する厚生年金保険または船員保険の被保険者に対し、同協会が年金福祉事業団から借り入れた資金の貸し付けを行なう業務を追加しようとするものであります。

この措置により、今後、これらの被保険者が同協会の分譲住宅等を購入する場合は、年金福祉事業団から同協会を通じて頭金として一定限度額の融資を受けることができることとなりますが、本年度の融資限度額は、二十年以上保険をかけた場合は三百五十万円、十五年以上は三百万円、十年以上は二百万円、五年以上は百万円となっております。

以上で趣旨の説明を終わります。

○木村委員長 以上で説明は終わりました。ただいまの天野光晴君の御説明に対し御発言はありませんか。――別に御発言がなければおはかりいたします。

本件につきましては、お手元に配付の起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○木村委員長 次に、内閣提出、建築基準法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。村田敬次郎君。

○村田委員 建築基準法の改正案につきましては、去る四月二十六日に提案理由の説明がありまして、

その概要については了知しておりますが、さらに数点について大臣に御質疑を申し上げたいと存じます。

百貨店、雑居ビル、地下街などは日ごろたいへん混雑をしております。特に大規模な百貨店ともなれば、休日には数万人の来客があり、万一開店中に火災が発生すれば悲惨な結果をもたらすのではないかと常々心配していたものであります。不幸にして昨年十一月二十九日には熊本大洋デパートで火災が発生し、婦女子を含む死者百名、負傷者百二十四名というものが国火災史上まれに見る大惨事となりました。振り返って建築物火災の例を見れば、大洋デパート火災のほかにも、昭和四十八年三月の済生会八幡病院の火災、昭和四十七年五月には犠牲者百十八名を出した大阪千日デパートビル火災など、大規模建築物の火災による惨事は枚挙にいとまがないところであります。われわれは、安全な買いものとか、あるいは宿泊、入院ができるかどうか、非常に不安を感じる次第でございます。

建築基準法は、建築物の火災事故を防止して利用者の安全を守り、さらに住みやすい環境を推進する上で国民の日常生活に密着した重要な法律であります。この法律は昭和二十五年に法律二百一十号として制定されて以来、私どももその当時の立案の経過をよく了知をしております。ところが、今日まで果たしてきた役割りは確かに評価できるものでございます。また建築物の防災促進という観点から、近年数次の建築基準法の改正により、防災、安全に関する技術的基準の整備、強化ははかられてきているわけであります。しかしながら、既存の建築物に対しては建築基準法の改正規定は適用されないなどのこともございまして、かような建築物の火災事故はあとを断たない状況であります。

このような相次ぐ火災事故の発生に対して、現行法令により国民の生命の安全を十分に守り得るのか疑問を感じる次第でありまして、これに対処するためには、新しい防災技術を十分駆使した新

たな規制を行なうことによって国民の生命の安全をはかる必要があると確信をするものです。また、同様の目的から提案されておりました消防法の改正案は五月十五日可決、成立したわけでございまして、建築基準法の改正なくして消防法改正のみでこの種の建築物火災の防止ははかれるとはとうてい考えられないわけでございます。

一方、都市への人口の集中の一そうの進展に伴い、都心等における土地の合理的な高度利用の要請が強まり、あるいは都市周辺部における新市街地の開発、整備の必要性が強く指摘されておりますことは、いまさら申し上げるまでもないところであります。ところで、このような都心等の土地の高度利用、周辺部の開発、整備の実情は満足すべきものとなっているではありませんか。国、地方公共団体等、公的主体によるものは格別、一般私人による建築活動は、細分化された敷地において、十分に調整された都市再開発等の計画に基づくとなく行なわれているのが現実であり、そのため、都心等における日照紛争等の激増にその代表的な例が見られますように、建築行為と市街地環境の確保の要請をめぐると問題は追って深刻なものになりつつあると考えるものであります。

市街地環境をめぐるとこのような現状は、建築行政についての基本法である建築基準法の数次にわたる改正にもかかわらず、狭い国土の有効な利用と市街地環境の確保という二つの要請についての十分な調整が必ずしもはかられていなかったことが大きな原因の一つとなっていたのではないかと、国民が納得する町づくりのルールが明示されていなかったことによるのではないかと、私は常々このような考え方を持っていたのであります。

今回提案されました建築基準法の一部を改正する法律案は、以上のような私の疑念にこたえるものであるかどうか、まず閣内建設大臣から改正の要点についてあらためて御説明をいただきたいと存じます。

○閣内閣務大臣 村田委員は建築関係、都市関係

の専門家でありまして、ただいまの御所論、全く同感でございます。特に私、就任早々、熊本の大洋デパートをまわるときは、一部においてスプリングラの取りつけ工事が行なわれておった。したがって、スプリングラの機能は、工事完成の部門においても、水が行っていないために働く作用をしなかったということで、あのようなことに痛ましい惨状を呈するに至ったわけでございします。私はそのときつくづく感じたわけであります。もし、防災施設なり、あるいは防火施設なり待避施設なりが完備しておれば、人命は一名も損傷せずに済んだのではないかとこの感じを持ったわけであります。特にあれだけの損傷を出した中で五階の階においては一人も犠牲者が出てないということでございます。それは、隣のビルに渡る工事用の木造の渡り廊下がつけてあったということとで一人も犠牲者がなかったということとを、実情を見まして感じたのであります。

日本国憲法の示すところによりますと、人命は政治を担当しておるわれわれとしては最高に考えなければならぬ立場にあるわけでございします。で、いろいろな資金がよけいにかかる、改造のために商売を休まなければならないというようなマイナスイメージがあっても、そういうものを克服して、もう完全な体制で大衆の方々が安心して買物ものに感じられる、あるいは娯楽に打ち與じられるというふうにしていかねければならぬと、そのとき心に決した次第でございます。そこで、帰りの飛行機の中で住宅局長に對しまして、いろいろ問題はあろうけれども、とにかく人命尊重という立場から、防災施設、待避施設というものを完備しないように改正をすべきであるという意見を申し上げますと同時に、審議会のほうに對しましていろいろ御諮問をしまして、ただいま提案しておりますような結論に達した次第でございます。

と同時に、もう一つは、生活環境という面が高層ビル等によって阻害されるという際には、でき

るだけ日照というものが妨げられないように、最小限の健康保持のための日照という方向に持っていきべきであるということから、これまた審議会の御答申をいただいている専門的に検討を加えていただきまして、その結論を十分尊重をして提案をいたした次第でございます。消防法が成立をいたしておるわけでございますが、やはり人命尊重の立場から、また生活権を守る立場から、すみやかに御可決くださいますように祈念をする次第でございます。

なお、具体的に改正内容につきましては、住宅局長のほうから説明を申し上げます。

○沢田政府委員 改正の事項の概要を御説明申し上げます。

まず第一点は、ただいまの大臣の御説明にもありましたように、最近のデパート、病院等の大火災の災害の実例にかんがみまして、いわゆる避難適用と申します点でございます。既存の百貨店、病院、ホテル、複合用途建築物、地下街、こういうふうなもので一定規模以上のもの、非常に危険の起こりやすいものにつきまして現行の規定の一部を適度適用することが第一点でございます。

第二点は工事中の建築物の使用に関するものでございまして、この問題につきましては、現行の基準法で明確に記されておられません。それが災害の一つの原因にもなっております。もちろん増築等の場合には扱っておる例が非常に多いわけでございますが、こういうものも含めまして工事中の建築物の使用ということについてルールをきめた、これが第二点でございます。

第三点は、住居系の用途地域におきまして、その住環境の整備をはかるということで、ただいま大臣が申されましたような日影の規制をやる、これが第三点でございます。

第四点は、四十五年に改正されました基準法の中で生まれまして第二種住居専用地域内の環境保持。第二種住居専用地域と申しますのは立体化された住居専用地域でございますが、これが四十五

年にできまして、だんだんと実態がわかってまいっておりますが、これの環境保持にはさらに一段の手直しが必要だということであろうことをやっております。

最後に五番目には、いわゆる建築協定という事項が独特の事項として建築基準法の中にありまして、地域の方々が全員の同意で基準法の規制以上のいい環境をつくらうという申し合わせをするものでございますが、これができやすいような制度の改正というものが第五点でございます。

以上でございます。

○村田委員 不特定多数の人々が利用いたします既存の特殊建築物に対して、人命の安全を確保するために防火、避難に関する規定を適用するのという趣旨を徹底するならば、すべての特殊建築物に対して適用すべきだということも考えられます。聞くところによれば、特殊建築物の数でございますが、これは全国で数十万にものぼるということから、何らかの限定をすることはやむを得ないものだ、こういうふうにも考えられます。

そこで用途につきましては、ただいま御説明もございましたが、百貨店、病院、地下街、複合用途ビル等に限定をし、また階数、面積でも限定をしておるということになるわけであります。この限定のしかたはどのような考え方に基いてしておられるのであるか、この御説明を住宅局長からお願いしたいと思います。

○沢田政府委員 適用の点につきましては二つの側面がございます。一つは、いま御指摘のように、この適度適用の対象物を限るといふ点でございます。もう一つは、限られた対象物の中で、すべての基準法の新しい条項を全部適用するのではなくて、重点的にどうしても必要なものだけ適用していく。この二つの分野がございます。いずれにいたしましても、ただいま御指摘のように、建築物というものは非常に数も多ございますし、あるいは毎日の生活に密着しております。そこで、この適度適用に關しましては、実効のある、しかも最小限必要なものに限定をする

という必要があるかと思ひます。そういうことで、まず第一点の問題につきましては、特殊建築物、すなわち不特定多数の人々が集まる建築物、しかもその中で非常に大きな災害が起こるだろうと思ひます。いわゆる面積の大きいもの、あるいは階数が一定階数以上という機能があるもの、非常に多数の人が集まってあふないものがあるもの、こういうものに限ったわけでございまして、いま先生おっしゃいましたように、百貨店、これは実際に被害が起こっております。病院、地下街あるいは複合用途の雑居ビル、あるいは最近非常に問題になってきております地下街、こういうふうなもので、一定の規模以上でしかも一定階数以上にそういうものがある建築物、こういうふうに限った次第でございます。それにつきまして、相当な出費があるというふうに感じます。

さらに、建築基準法のどの条項を適用するかというところでございますが、これは防火、避難に関する条項の一部でございます。消火に關しましては消防のほう、火は消防のほうで消す、逃げるほうを守るのは建築の役目だ、こういうことで大体分けまして、防火区画とか、あるいは避難階段とか避難用照明とか、さようなものに限った次第でございます。

○村田委員 既存の建築物に対して新たに防火、避難施設を整備させるということになりますと、すでにできておるわけでありますから、種々の制約が当然あると思ひます。たとえば特別避難階段を新たに設備しなければならなくなる、そのためには柱の一部を削らなければならないというような場合もあるんじゃないか。改正いかによって結果的に非常に守りにくい規定になって、防災改修工事は行なわれないで実効のあがらない改正となってしまうこともあるのではないかと。これは建築基準法の適用を、私は府県で建築部長としてやっておりますから、実際の現状を知っておるか

ら申し上げるのですが、もしそんなことになってしまふと法律改正が意味をなさない。そのために

やむを得ない場合には建設大臣が認める構造方法等によることができることにしたのだ、こういうふうに思ひます。その具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

○沢田政府委員 この数年におきます防災関係の基準法の規定、技術基準というのは、非常に大きく進歩といひますか、整備といひますか、最近の実態あるいは技術の進歩に伴ひまして非常に大きな進歩を遂げております。ということは、いまあります建築物、その改正の前に建てた建築物というものがみんな既存不適格になっておるということでございますが、先生おっしゃいますように、さような先に建築したもの、あとのことを予想しておりませんので、特別避難階段を設けるといわれまして設けられない、ところが外にそれを設けようと思うと敷地がない、こういうふうな状況が起こります。そこで、大臣の認める代替施設というものは、これからどういふものが出てくるかわかりませんが、いまははっきりわかっておりますのは、たとえば外階段なんかつけられない場合には隣のビルとつなぐ、こういうふうなことで特別避難階段のかわりをする、さようなこととでございます。今後、それぞれのケースによりまして、地方からの申請で上がってまいりますので、臨機応変に実効あることで解決して、これは実例を技術的に積み上げていくという性格のものであります。私がいま申し上げましたのは、ビルをつなぐ渡り廊下、先ほど大臣の御説明にありましたかようなものがいまのところ明瞭に浮かん

ております。

○村田委員 この改正によって防火避難設備の整備が義務づけられることになった建築物については、附則の第一項の猶予期間の規定によりまして、三年または五年の期間内に改修工を行なわないと違反建築物として取り扱われるということになるわけですね。そして私の調べたところでは、対象となる建築物は、いま沢田局長もおっしゃいましたが、約二千棟以上もあるだろう。それからこれらの改修工事に要する費用は二千億円ないし三千

億円という膨大な額になるのではないかとこの
と思われわけです。まずこの点についてお伺
いをしたい。

それから、これに関連をいたしまして、本改正
により必要となる防災改修工事費、これが、私が
申し上げたように二千億以上になるというこ
とになりますと、これによって国民の生命、財産
の安全が守られるならば、この工事費も支出をし
なければならぬということに当然なるであらう
と思います。しかし他面、建築主、すなわち百貨
店、旅館あるいは地下街の各所有者などは、膨大
な資金を投じて改修工事に当たらなければなら
せんから、大企業はともかく、場合によっては中
小企業の死活にかかわる大問題になるであらうと
いうことが指摘をされています。私どものところ
にもこの問題に関連をいろいろな陳情がある
わけです。したがって、国または地方公共団体は、
国民の生命を守るための措置に対してはきびしい
姿勢で臨むことは当然でありますけれども、一方
そういった義務者に対しては必要な助成措置を講
ずる必要が当然あると思います。現在、防災改修
に對してどのような助成措置をとっているか。ま
た附則の第六項によって、猶予期間内に行なう防
災改修工事に対して資金のあっせん等必要な措置
を講ずることになっておりますが、具体的にどの
ようなことを考えておられるか。これは方針であ
りますからぜひ亀岡建設大臣からお答えをいただ
き、なお必要な補足を住宅局長からやっていた
だきたいと思ひます。

○亀岡国務大臣 もろろん、きびしい制限によ
って防火施設、避難施設、避難施設等の完備を要
求していくわけでございますので、それに要する経
費等につきましては、やはり政府といたしまして
も十分配慮していかなければならない、こう考
えるわけでございます。ところが、デパート協会等
から私のほうにもいろいろ陳情があるわけござ
いますけれども、できるだけ金をかけずに安易に
済ましていきたいという感じを、私はお話しを聞
いているうちに感ぜずにはおれないわけでありま

す。そういう気持ちややはり今日まで何百何千と
いう犠牲者を何年も何年も続けて出してきたとい
うことでありまして、とにかく相当高配当をして
おるわけでございます。そういう面について
は経営者自体も十分配慮すべきではないか。もち
ろん国としても、年限を切って退避並びに防災の
施設を完備するように要求する法律を出すわけ
でございますので、そういう資金面についての配慮
も法律の中に実は条文を入れておる次第でござ
います。詳しい点については住宅局長からお答え
させていただきますようにしたいと思います。

〔委員長退席、天野（光）委員長代理着席〕

○沢田政府委員 この適及適用の制度と申しま
すのは、御存じのように、三年ないし五年の間に
それぞれの種別のものが改修されなければ、それ
そのときから違反建築になるわけでございます。
違反建築になりますれば代執行までも含めます非
常に強い措置がございます。しかし、こういう強い
措置だけやりましても、基準法が前にござる法だ
といわれていたときのような状態というのは起こ
るわけでございます。こういうものが起こりま
すれば結局は国民の生命、財産が守られないとい
うことになりますので、私どもは、きびしい規制
と同時に十分な資金なりそのほかの援助、手当て
というものが必要だということに考えを徹してお
ります。

先生のお尋ねのいわゆる適及適用の対象とな
ります建物、これは千七百から二千ぐらい、これ
詳しい調査はいま府県でやっておるわけござ
います。その程度はあろうかというふうに考
えま。これをそれぞれ例をとりまして私どもが技
術的に積算をいたしますと、大体二千三百億程
度の各種の施設を、それぞれの建物によってみな
一応違ひますけれども、平均的な例をとって積算
してみますと、二千三百億でございます。こ
れを三年ないし五年でやるといいますと、単年度
にその金を考えてみますと、おおむねピークで五
百億ないしは六百億程度の資金がいわゆる改修費

として必要だ、かようなことになる次第でござ
います。

そこで、これに對しまして私どもは現在も実は
適及適用ではないのですが、そういうことをや
っておるわけでございます。それは建築基準法の中
に十條にございまして、特に危険な既存不適格物
につきましましては個々に判断して是正命令が
出せるという制度がございまして、これをこの三
年非常に励行はしてきて努力はしたわけござ
います。それでもまだ効果があらうないというこ
で、適及適用に踏み切ったわけでございますが、こ
れをやると同時に、私どもはやはり同様の助成を考
えておりまして、その助成が現在ありますところ
では、たとえば環境衛生金融公庫、これにしま
す業種のものにつきましては、約千八百万円以下
一件について十年間で貸す、こういうふうな
もののお金を四十九年度のワクとして千二百六十五
億というもののワク内で希望があれば貸してお
るという状態でございます。同様に医療金融公庫では
五百八十億、中小企業金融公庫でこの該當に
なります融資ワクが二百七十億、国民金融公庫が
二十五億、開銀が三百十五億、合計いたしますと
二千億ないし三千億というふうな準備は一応され
ておりますが、十條命令ではなかなかこれは使
切れないということございまして、適及となり
ますればこれを十分にまず使っていく必要がある
さらに足りなければこういうもののワクというも
のを大幅に広げてもらうということ、すでに私
どもの関係のほうとは話しております。さらに融
資だけでは償還がたいへんだということござ
います。したがって、それに対して利率の低
減とかそういうふうなものは、私ども昨年も予算
要求はしたわけでございますが、なかなかそうは
いきません。今度は適及でございますので非常
にきびしいということで、私どもは、金利の薄め
問題、あるいは税制の問題、こういう問題を次の
予算要求に大幅に取り入れてぜひこれを獲得する
というふうな計画で進めておる次第でござ
います。

○村田委員 適及適用対象の建築物の調べにつ
いて、私もいろいろと調べてみますと、百貨店が二
百五十五件、スーパーが百五十九件、病院が六百
十二件、ホテルが百四十四件、旅館が百二十六件、
劇場、映画館、キャバレー、バーあるいは料理店、
トルコおろ等の複合用途に供するものが三百六十
五件、地下街が四十九件で大体千六百八十件程
度であらう、それに要する改修費の総額が二千三百
三十億程度であらう、こういうふうな承知をし
ておるのであります。大体こういってところ
よろしいですか。

○沢田政府委員 私どもの調査でそのようにな
っております。

○村田委員 そういたしますと、これらの建物は
おそらく全国的にも三大都市圏のところが多
いだろうと思ひますけれども、それ以外の地方都
市等にもあると思ひます。その具体的な指導につ
いて、この新法がもし制定された場合にどうい
うふうに進めていかれる予定ですか、お伺いし
ておきます。

○沢田政府委員 この既存不適格の改善の問題に
つきましては、四十九年度の予算で千五百億程
度でございますが、調査費あるいは指導費のよう
なものがすでに組まれております。これによりま
して、私どもは、特定行政庁、すなわち基準法を
扱います地方庁におきまして調べて、その中間
のものが先ほどの数になつておるわけござ
います。こういう目をつけたものにつきましては、
技術的にもコンサルテーションをしなればいけ
ない。そこで改修計画というものをにつくる費用が
その次にその中に入つてございます。さらにそれ
を実施するときに、いわゆるお金の面その他につ
いてもコンサルテーションをしななければいけ
ない。技術あるいは援助の面、こういう問題で、す
でに地方公共団体におきましてはこれに対する体制
がある程度整つておる。私どもは、今度の予算を通
じましてさらにこういうものを強化し、先ほどの
事業費の充実、あるいは事業費に対する援助の充
実、こういうこととあわせて完べきを期すべきだ
というふうに考えております。

等の政府関係金融機関からの長期低利の融資が行なわれておるといふこともわかりました。また今年度からは新たに日本開発銀行からも三百十五億円のワク内で融資が行なわれることになったと聞いておるわけです。この改正に伴って三年または五年以内に相当な量の工事が必要となるわけでございますが、これらの工事に對して、政府関係金融機関の融資ができるだけ利用できるように融資ワクを飛躍的に拡大することが防災対策の推進上特に必要であると考えられるわけです。この問題は既存の業界にとつてはたいへんな負担でもございますので、あらためて建設大臣から決意のほどをよく承つておきたいと思うのです。

○岡岡国務大臣 四十九年度の予算要求においても実は事務的に要求をいたしたわけであります。しかし、法的根拠というものを裏づけにすることゝ予算化する上においての大きな前提条件にもなおりますので、ぜひとも法的根拠をおつくりいただいで、ただいま住宅局長から申し上げたように、助成の問題、税制上の特別扱いの問題等についても強力に要求をしていかなければならない、こう考えておるわけでございます。

○村田委員 ぜひ大臣に引き続いて御努力をお願いしたいと思ひます。

次に、今回の改正の重要な柱の一つとされておる日照権、日照保護の問題についてお伺ひしたい

ニマムでございます。それ以上に事業費も必要かもしれません。さらには調査の進むにつれてそういう全貌もわかってまいります。さらにそれに対する援助も先ほど申し上げたように必要でございます。私どもは現在の手のうちでは、先ほど先生が御指摘のようなものを持っておりすが、さらに適及適用になった非常にきびしい状態にはまだまだ足りないと思います。そこで私どもは、たとえば今度の五十年度の予算におきまして利子補給の金を用意するとか、あるいは税制を、これは償却問題でございますが、経営上の有利な償却ができるようにする、かようなものをいまのところ原案として作成しております、五十年度の予算ではぜひそういうものをあわせてこの効果を十分にしたいというふうなことでございます。

すでにこの問題につきましては、私は、昨年の二月二十八日でございましたか、当時の金丸建設大臣にこの建設委員会の席上で御質問をしたところでありすが、この質疑の冒頭でも申し上げましたように、日照紛争というものの件数が最近非常に増加をしておるわけであります。大都市のみならず地方都市においても日照権の問題が問題となりつつある。また紛争の形態も、マンション等のアパートなどの建築をめぐるものまで、さまざまものがござります。このような日照紛争の事態に直面をいたしましたして、政府はどのような基本方針のもとに日照保護の施策を講じ、またこの問題に対処しようとしておるか、まず建設大臣から承りたいと思います。

おきたい。ただいま沢田局長から、五十年度の利子補給、税制上の償却等についての措置等について予算要求を行なう旨の御発言があったわけであります。これは融資と並んでこういった制度的な裏づけがぜひ必要でございますし、またこれについての措置は、対大蔵省あるいは各省に対しても

うに、日照問題は基本的には私法上の相關関係の問題であらうかと思うわけでございます。しかし最近、住民運動として日照紛争の激化が各所に起きておるわけでありますが、これらに対処してまいるために、日照が住環境の重要な要素であるという立場から、住宅地における中高層建築物

○**亀岡国務大臣** 四十九年度の予算要求においても実は事務的に要求をいたしたわけでありました。しかし、法的根拠というものを裏づけにすること、が予算化する上においての大きな前提条件にもなりますので、ぜひとも法的根拠をおつくりいただたい、ただいま住宅局長から申し上げたように、助成の問題、税制上の特別扱いの問題等についても強力に要求をしていかなければならない、こう考えておるわけでございます。

○**村田委員** ぜひ大臣に引き続いて御努力をお願いしたいと思います。

る日照権、日照保護の問題についてお伺いしたい
と思います。

すでにこの問題につきましては、私は、昨年、二月二十八日でございましたか、当時の金丸建設大臣にこの建設委員会の席上で御質問をしたところでありましたが、この質疑の冒頭でも申し上げましたように、日照紛争というものの件数が最近非常に増加をしておるわけであります。大都市のみならず地方都市においても日照権の問題が問題となりつつある。また紛争の形態も、マンション等の大規模建築物の建築をめぐるものから木造二階のアパートなどの建築をめぐるものまで、さまざまものがございます。このような日照紛争の事態に直面をいたしまして、政府はどのような基本方針のもとに日照保護の施策を講じ、またこの問題に対処しようとしておるか、まず建設大臣から承りたいと思います。

うに、日照問題は基本的には私法上の相邻関係の問題であらうかと思つてございます。しかし最近、住民運動として日照紛争の激化が各所に起きておるわけであります、これらに対処してまゐりますために、日照が住環境の重要な要素であるという立場から、住宅地における中高層建築物

○村田委員 政府では、今回の改正によりまして

日照でなく、いわゆる日影の規制、これは承るところにより、ますと世界でも非常に珍しい規制だそうであり、ますが、日影規制に踏み切ろうとしておるわけであり、ます。日照紛争の増大にかんがみてこれに対処する必要性を痛感したということによるものであらうと思いますが、このような措置を講じようとする具体的かつ基本的な理由あるいは背景について承りたいと思います。

○沢田政府委員　昭和四十年代に入りまして、この日照問題というものが社会にかなりクローズアップされてきたということですが、最初の出だしにおきましては、いわゆる低層住宅間の日照問題というものが非常に問題になりました。しかも、その低層の間で違反建築物による被害、こういうふうな取り上げられ方が非常にされました。そこで私どもは、四十五年建築基準法改正でいわゆる住居地域の北側斜線ということになったわけでございます。しかし、その後ますます

まして大都市におきまして、住宅地にマンションが建つてくる、あるいは立体化されたものも建つてくる、こういうものがまわりの低層のものとの間にギャップをつくりまして、いわゆる外部に対して迷惑を及ぼすということから紛争が非常に急激に激発いたしましたので、そこで私も、四

〔天野〕光 委員長代理退席 渡辺 栄 委員長
代理着席〕

その間にも次第に激しくなりまして、地方におきましては、こういうふうなもののルールがないというために、地方公共団体がそれを埋めるために、指導要綱、あるいはところによりましては条例、こういうふうなものを独自に制定をいたしましてカバールをしていただく、こういうことで、その条例、要綱につきましてはいろいろな違いもございます。そこで私どもは、この審議会からの中間答申あるいは最後の答申ということで、私法上の問題ではございますが、しかし公法的にも必要な部分には取り入れなければいけないという答申をいただきました、その後鋭意基準を定めておいたわけでございますが、答申といたしまして基準が出てまいりましたが、これをいわゆる日影の規制という方法でやる。すなわち日影でやるの申しますのは、日照権問題というところえ方ではございまして、むしろこの過密の都市でこの日影たりという資源をいかに公平に分配し、しかもそれらを町のいい形につなげていくか、かような町づくりのルールとして日照基準はあるべきだといふふうな審議会のお考えもございまして、私どももそのとおりだと思います。すなわち、うしろの家

て、それが積み重なっていい町ができる、かような意味で非常に独特だということでございます。そういう背景でいまの改正案にたどり着いた次第でございます。

○村田委員 先ほど亀岡大臣が、日照問題は基本的に私法上の関係の問題である、しかし最近の日照紛争の激化に対処して、日照が住環境の重要な要素であるという立場から、いわゆる住宅地における中高層建築物の建設に伴う日照問題を公法上の問題としてもとらえる必要が出てきたというふうな私、伺ったわけでございます。

この日照権という権利をめぐっているいろいろな議論が学界でもされておるようであります。たとえば憲法第二十九条の財産権、「公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」とされておる財産権を主たる論拠とする物権的な請求権であるという考え方。それから憲法第十三条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」であるとする考え方。あるいは第二十五条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という条文。十三、二十五条等を根拠とする人格権的な請求権説など多くの学説があると聞いております。また、昭和四十七年六月に都内の違反建築物に対して下された日照侵害事件についての最高裁判所の判決をめぐる報道などにも、この判決をもって日照権を認知したものと評価している例が見られたように記憶しております。

ところで、この日照権問題は特に東京都ではたいへんやかましい問題になっておるわけでございますが、この建築基準法の改正が発表されましたから、日照保護の団体、住民団体などで組織をしております建築公害対策市民連合という団体があるわけでございますが、それが五月二十一日の夜に渋谷区の渋谷労働福祉会館で集会を開いて、今国会に上程中の建築基準法一部改正案に反対するという決議を採択したという新聞をつい一日、二日前に見たわけであります。

この意見はどういうことかという、この法律案の中に、住宅地に最低限の日照を確保するための

日影規制基準が織り込まれておる。市民連合はこの基準をもって国民不在の官製基準と批判をして、「日照を真に確保するためには、ビルの建築主に関係住民の同意を得るよう義務づけることこそ必要だ」という言い方をしておるわけです。はたしてそのビルの建築主に関係住民の同意を得るということと義務づけることが現在の社会情勢から見ても妥当であると思われるかどうか、また建築公害対策市民連合なるものの発表しておる決議に対してどういふふうな考えられるか、ひとつこれを伺いたいと思います。

○沢田政府委員 御質問は二点あったかと思いますが、日照権に対してどういふふうな考え方を持っておるかということがまず最初だと思いますが、先生おっしゃいますように、日照権の問題につきましてもは法学界でもいろいろ議論がされておるわけで、いわゆる物権的な考え方、あるいは人格権的な考え方、あるいは生存権的な考え方から日照権というものがいわゆる絶対的権利として存在し得るのだ、こういう議論がかなりいろいろとやられております。しかし、まだこれが定着した定説とはなっていないということは事実だろうと思います。

私も、この改正にあたりましては、こういう日照権の有無という立場ではなしに、そういうものは今後の判例の積み重ねなり議論の積み重ねによって国民がきめるべきものでございまして、そういうふうな立場ではなしに、先ほど申し上げましたように、日照というものは都市の整備の上でも大事だ、したがって、日照紛争を解決すると同時に、今後子孫に残すべきいい町づくりのルールをどうするか。日照というものは、日照だけではございませんで、そのほかの風害とか環境とか、そういうものの代表的な指標でございまして、したがって、これをとらえて、これの上に一つの都市づくりのルールをつくる、それによって日光を公平に受けられるというふうな結果を招き、この紛争をできるだけ解決する、かような考え方でやったわけでございます。

第二点のいわゆる市民連合の反対の問題でございますが、主として同意にかかるとおっしゃいます。すなわち、こういうふうな住居関係その他に立体化された建築物を建てる場合には、まわりの関係住民、この関係住民の定義もいろいろございしますが、そういうものの同意をとれ、そういうことが大きな筋でございまして、私もこれはこれには確かに肯定するわけにはいかない筋を持っております。と申しますのは、いわゆる憲法によりましても財産権というものは保障されておりますが、この財産権の行使に關しましては、やはり公共の福祉の範囲内で行使をするという逆に制限もついておりまして、その制限をどこで定めるかといひますと法律で定めるところになつてございまして、建築基準法はそういうふうな財産権、私権の制限を公法でするというふうな性格の法律でござい

ます。そういうことで私も、先ほどのいわゆる都市環境の問題、あるいは日照問題、こういうものの調和を見つけて、それを社会的な合意を得るべく原案をつくって、審議会の答申をいたしまして、この改正案といたしたわけでございまして、社会的同意を得られましてそういうルールというものがあるが財産権の行使についてできました以上は、さらにその範囲内において同意を公法上義務づけるということとは、公法の性格からいってなじみませんし、また個人個人の同意によつて町のかっこうがきめられるということでは一つのルールにもなりません。いい町ができるという保障にもならないかと思ひます。そういう点から、私もはこの同意制ということを取り入れておらないわけでございますが、そういう点を実は市民連合は主張しておるわけでござい

ます。○村田委員 たいへん重要な問題であります。それで実は私も沢田住宅局長の御意見よくわかるのです。これは政策的な問題を非常に含んでおりますから、ぜひ亀岡大臣にお伺いしておきたいと思ひます。たとえば東京都の日照権問題、これは考へてみますと、東京都は公営住宅もなか

か建たないですね。御承知のように、建設省で割り当てられるような公営住宅の戸数を消化することがいろいろなところからできない。これは、用地難ということもあれば、日照権問題ということもあれば、いろいろなことがあると思ひますが、できない。したがって、東京都の一千百数十万という住民にとって住宅問題というのが最大の問題の一つになつておることは御承知のとおり。しかも東京の都市計画その他が、非常に積み重なるいろいろな悪条件によつて、これは日本全体の問題になつてきております。これは田中総理自体も御指摘をされておるところであつて、したがつて、いわゆる大都市の高層化、それからまた大都市の再開発、そういった問題を含めて解決をしていかなければならないという政策的な大きな御提案をされております。私もそのとおりだと思ひます

が、市民連合等の言われる所論だけを聞いておりますと、同意を得られなければ建築物を建てていけない、日照権は最大限に保護すべきであるというふうな観点がありましても大きく強調されておるきらいがあるのではないかとこのように思ひます。これは昨年の二月の御質問のときも指摘したのであります。東京都の太陽のシビルミナムに關する専門委員の報告というのがございまして、その中でいわゆる日照権問題を非常に大きく取り上げておる。また建設省のほうでも、この問題をほうっておけないことだということから、かねてからいろいろ研究をしておられまして、たとえば建築審議会建築行政部会市街地環境分科会日照問題専門委員会という田上禮治先生を主査とする委員会が、四十七年十月十一日に日照問題に対する対策についての中間報告をされておる。こういう日照問題を踏まえながら、東京都の今後のそういった大きな意味の都市計画ということに対して、いわゆる市民連合のそういったような意見もある。あるいは、もっともと大局的な、国家的な見地に立つて住民のしあわせというものを推進していかなければならない立場もある。そういうものを踏まえながら、東京都の再開発ということにつ

いて

て亀岡大臣の御意見を承っておきたいと思ひます。
○沢田政府委員 東京都の都市整備のお話でございますが、やはり東京は、都市問題あるいは住宅問題を含めまして大きな意味での都市問題の大本山だろつと思ひます。したがつて、この町をいかんにかして後世に残していくかといふことは国民の最大の課題だろつと思ひます、私どもの役目でもあらうと考へております。

の市街化地域においてはなかなか住宅が建たないといふのが現状でございます。それらについてはいろいろの阻害要件といふものがあるわけでございします。自治体の超過負担の問題でありますとか、あるいは土地の入手難でありますとか、いろいろ理由があるわけでございまして、その理由を一つ一つ排除していくための立法措置といふようなことを講じておるわけでございまして、この日影規制といふ問題についても、今回、建築基準法の改正という形で御提案申し上げておりますのも、その住宅対策を解決していくための一つの阻害要件を排除していくという形で御提案を申し上げておる次第でございます。その他、やはり何といつても自治体の超過負担、特に公共施設に対する対策といふものが従来非常に十分でなかつたといふ点等にもかんがひまして、そういう点での充実をはかると同時に、また、木造公営住宅等に対して、ところが方式による高層住宅並びに環境の改善といふような方法をもつて住宅の高層化をはかつて住宅対策の一環としてやつてまいるといふための再開発法の御提案といふこと等についても、建設省としては、国会に対して御提案申し上げておる線に従つて今後強力に進めてまいりたい、こう思つておる次第でございます。

○村田委員 この問題はたいへん重要でございますし、大都市の再開発、すなわち東京都の今後の問題といふのは、建設省、建設大臣、あるいは経済企画庁長官、あるいは総理を含めて今後取組んでいただくかなければならない問題だと思ひます。

建設省として今日までやつてきております基礎といふものの運営のしかたといふような面から見ましても、とにかく緊急に目の前であつて建てるかといふことでございまして、その方面に、法律的な措置なり予算措置なり、そういうものを十分積み上げていくべきである。

そこで基本的には、このように用途が混在し、あるいは宅地が狭小化し、したがつて日照問題等の大きないろいろなトラブルが相隣関係として起こつておるこの東京都、こういうものを抜本的によい整備された都市にいたしますには、何といつてもやはり再開発。広く言えば再開発でございます。これを大々的に進める必要がある。その中でも一番よろしいのは、やはり再開発法によりまして再開発事業といふものを都市のマスタープランに従つてどんどんやつていくことが基本だろつ。これが一番早いだろつと思ひます。しかし、そういうふうなものは急には進展はいたしませんので、徐々に力を入れていくことになりましよう。そういういたしますれば、日々やはり建築といふものはこの中で建て、建てかえられ、そういうふうな状態が起つておるわけでございしますが、そういうものの中にも、後世にひずみを残すようなルールはやめさせて、後世につながつても、再開発事業とマッチをいたして一体となつて都市全体がよくなつていく、かようないわゆるルールをきめる必要がある。その指標をいたしまして日照の日影といふ問題を取り上げてルールをつくつた、すなわち事業を根本的に進めるとともに、やはり社会ルールとしての公法上の規範、こういうものを定める必要があらうといふうなことが審議会の中でもまとまりまして、私どももそのとおりだといふことで、今回の改正の中にその後者のルールを盛り込んだといふ次第でございます。

○亀岡国務大臣 ただいま住宅局長から答弁申し上げたとおりでございます、とにかく御指摘のとおり、公営住宅等のみならず公団住宅等、東京

増してきておりまして、この国会の論議も、私、建設委員会等を通じて聞いておりますと、いわゆる都市問題に関する議論といふのがもう八割、九割といつていいかと思ひます。むしろ道路や河川の問題といふものの御質疑は非常にわずかで、したがつて都市問題といふものがいかに大きなウェイトを占めてきたかといふことを私は感じるのでございます。したがつて、たとえばヨーロッパ、西欧等の例を見ても、こうした段階になつてくれば、いわゆる都市問題を扱うためのたとえば都市住宅省といつたような省を独立させ、これは今度の国土庁の設置といふ問題とも関係があるわけでございしますが、公共事業、河川、道路などの事業を担当いたします公共事業省と都市住宅省と、二つに建設省の区分を分けて、むしろそういう意味で取組んでいくのが今後の行政のあり方としては正しいのではないかと、そういうふうな考へてもおるわけでございしますが、これはおそろく田中総理の頭の中でも、国土庁の新設等に伴つて、そういう公共事業を扱うところと都市問題を扱うところと分けて考へたらどうかと思ひました。これは亀岡建設大臣個人の御意見でございますが、これは亀岡建設大臣個人の御意見でございます。こうでございますから、この大きな問題について考へ方をこの際伺つておきたいと思ひます。

○村田委員 これは大臣とよくまた意見交換をいたしたいと思ひますが、私は建設行政を非常に愛しておりますから、したがつて、いま大臣の御指摘になつたように、今度国土利用計画法が制定される運びになり、これは野党のたいへんな御協力によるわけでありますが、そうして国土利用計画の部門が国土庁として発足をすると、住宅をたくさん建てたり、あるいは非常に解決がしにくくなつた建築問題を含めて、都市建設の問題にどういふふうに対処していくか。その場合に、今回の改正によつて建設省のほかに国土庁といふ新しい役所ができるわけですね。西欧のいろいろな制度を見ておると、いわゆるいま建設省といふ名前のもとに統轄をされておるいろいろな事務が異質

ております。しかし、いわゆるデパートの災害に直接は関係ないのでございますが、不特定多数の人がある制約された状態のときに災害が起こったから非常な大災害になるということから、地下街が脚光を浴びたわけでございます。そこで、先ほど申し上げました関係各省が寄りまして、これに対する方針というものをこの一年ばかり検討し、あるいは通達も出しておる次第でございます。

その方針といたしますと、地下駐車場は必要でございましょうが、地下街にしましては、これを必要最小限に抑制していく、そういう人が密集し大災害が予想されるようなものはできるだけ控えていく、公共的にどうしてもやむを得ないものの、皆さんの便利のためにやむを得ないもの、こういうものに限って都市計画でそれを定めてきていく、こういうルールが私どもの中でできておりまして、中央にそのための協議会がございまして、それからさらに地方にも各自自治体ごとにそういうものができておる。そこで、そういうスクリーンを通して、今後のものは必要やむを得ざるものに限りていくということを一方向針として取り上げました。

さらには古いものがございまして、古いものが適及適用の対象になるわけでございますが、これについても、現在、地下街整備の防災、避難その他の安全衛生上の基準をこの委員会できめておりますけれども、そういうものを基本にいたしまして、あるいは基準法によりましてこれをできるだけ早く改善していく、すなわち適及適用の問題につな

がってきた、かような次第でございまして、さらに、これの学識経験者からなります調査委員会というものを昨年やりまして、梅田の地下街につきましましては、その実情、対策、こういうものの資料を十分私ども得ておりまして、こういうものを基本にして今後の地下街のあり方ということに対処してまいります。

いくかということの方針をさような機構、さような考え方で現在検討して至急対処する。その中の一つとして、地下街の適及をこの基準法で基準法サイドとしては取り上げる、さような次第でござい

ます。

(渡辺(栄)委員長代理退席、委員長着席)
○村田委員 まだまだたくさんお尋ねしたいことがありますが、時間が参ったようでありまして、何もきょうすべてやらなければいけないわけでありませんので終わりたいと思いますが、ちょうど木村委員長がおいでになりましたから、木村委員長と建設大臣に最後にお伺いをしておきたいので

す。
今回の建築基準法改正は、これは提案理由の説明その他にも述べられておりますように、たいへん重要な改正であって、むしろこれを制定することとおそきに失するのではないかとつくづく思っております。しかしながら、今回の会期があと六月三日までもう残すところ十日足らずになりました。この期間中においてこの建築基準法の改正を通すことがもちろん一番望ましいわけでありまして、万が一これを通すことができない場合には、ぜひ最も近い機会にこれを通過させて、国民のためにこの法律を制定しなければならぬというふうに思いますが、その見通しについての考え方をひとつ木村委員長にまずお伺いをしたいと思います。

○木村委員長 皆さんと相談して今期国会にぜひこの法律案を通したいと思っておりますが、何せあすのことのわからないのが政界の実情でありまして、御期待に沿い得たいとは思いますが、まあ一生懸命で皆さんと一緒にやってみたい、こう思います。

○村田委員 建設大臣いかがでございますか。
○亀岡国務大臣 ひたすら一日も早く御審議を完了していただければしあわせに存する次第であります。

○村田委員 細部にわたって質問したい点が多々ございしますが、きょうはこのくらいでやめたいと思います。

これまでの質疑を通じて、この改正案の主要な柱となっておりまして建築物の防災対策、日照の保護対策等が、いずれも現下の社会的要請にこたえようとするものであり、その内容についても十分に了解し得るものであると思えます。ただこの場合に、これらの諸施策が円滑に実施されるよう、たとえば建築物の防災対策について見れば、これに於ける建築費に過重な負担を課することのないように、金融、税制上等で、先ほど亀岡大臣もお答えになりましたように、所要の優遇措置を講じるように、また日照保護対策について見れば、建築確認等に際してまちまちの取り扱いがなされることのないように十分配慮をする必要があると思えます。この点を特に要望しておきたいと思

います。
最後に私は、本法案の提出は、国民の生命、健康、財産の保護の見地から見てややおそきに失したうらみさえあり、これらの諸対策を早急に実施に移すべきであると考えたものであります。ただいま木村委員長並びに亀岡建設大臣から所信の表明もございましたように、本法案の可及的すみやかな成立を希求いたしまして、本日の私の質問を終ります。

○木村委員長 次回は、来たる二十八日火曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

建設委員会議録第九号中正誤

昭和四十九年六月八日印刷

昭和四十九年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A